

# 岐阜県公報

## 目次

告示

指定猟法禁止区域の指定

(環境企画課)

ページ

号外(一) 平成三十年十二月十九日

## 告示

岐阜県告示第六百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 指定猟法の種類

銃及びびわなを使用する方法

### 二 指定猟法禁止区域の名称及び区域

名称	区域
県南東部指定 猟法禁止区域	県道多治見恵那線と県道土岐市停車場細野線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し県道武並土岐多治見線との交点に至り、同所から同県道を東進し和合橋を経て国道十九号との交点に至り、同所から県道大西瑞浪線を北進し県道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道大西瑞浪線との交点に至り、同所から同県道を北進し瑞浪市衛生センターを経て同県道終点に至り、同所から谷部を北進し木曾川との合流点を経て瑞浪市と加茂郡八百津町との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同町と恵那市との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町と加茂郡白川町との境界との交点に至り、同所から同境界を北西進し同町と加茂郡七宗町との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町と下呂市との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同市と関市との境界との交点に至り、同所から同

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成三十年十二月十九日

